

# 第1章 総則

## 第1節 はじめに

### 1 背景と目的

令和4年、東京都は「首都直下地震等による東京都の被害想定」として、10年ぶりに地震被害想定の見直しを行い、令和5年に「東京都災害廃棄物処理計画」の改定を行った。

また近年は、地球温暖化に起因する気候変動の影響により、大型台風や集中豪雨による風水害の被害も多発し被害は激甚化している。調布市（以下「本市」という。）においても令和元年の台風第19号により、染地地区において多量の災害廃棄物が発生した。これにより、発災直後から災害廃棄物処理完了に向け、円滑に業務を進めることができる庁内体制や市民との協力体制を構築する必要があるなど、課題が浮き彫りとなった。

今後、大規模災害が発生した場合、本市においても、膨大な量の災害廃棄物が発生することが想定される。「調布市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は災害時に早期の復旧・復興に向けて処理体制を確保し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する事項を定めるとともに、平常時から災害後に想定される事態にあらかじめ備え、計画の実効性を高めることで、発災初動期の混乱を最小限にとどめ、迅速な処理に向けて準備を進めることにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することを目的として策定する。

### 2 計画の位置付け

甚大な被害をもたらす自然災害は毎年のように発生し、そのたびに被災地では復旧・復興を果たしてきた。これらの教訓をもとに、国は防災・減災をより一層進め、災害対応力の向上を進めている。

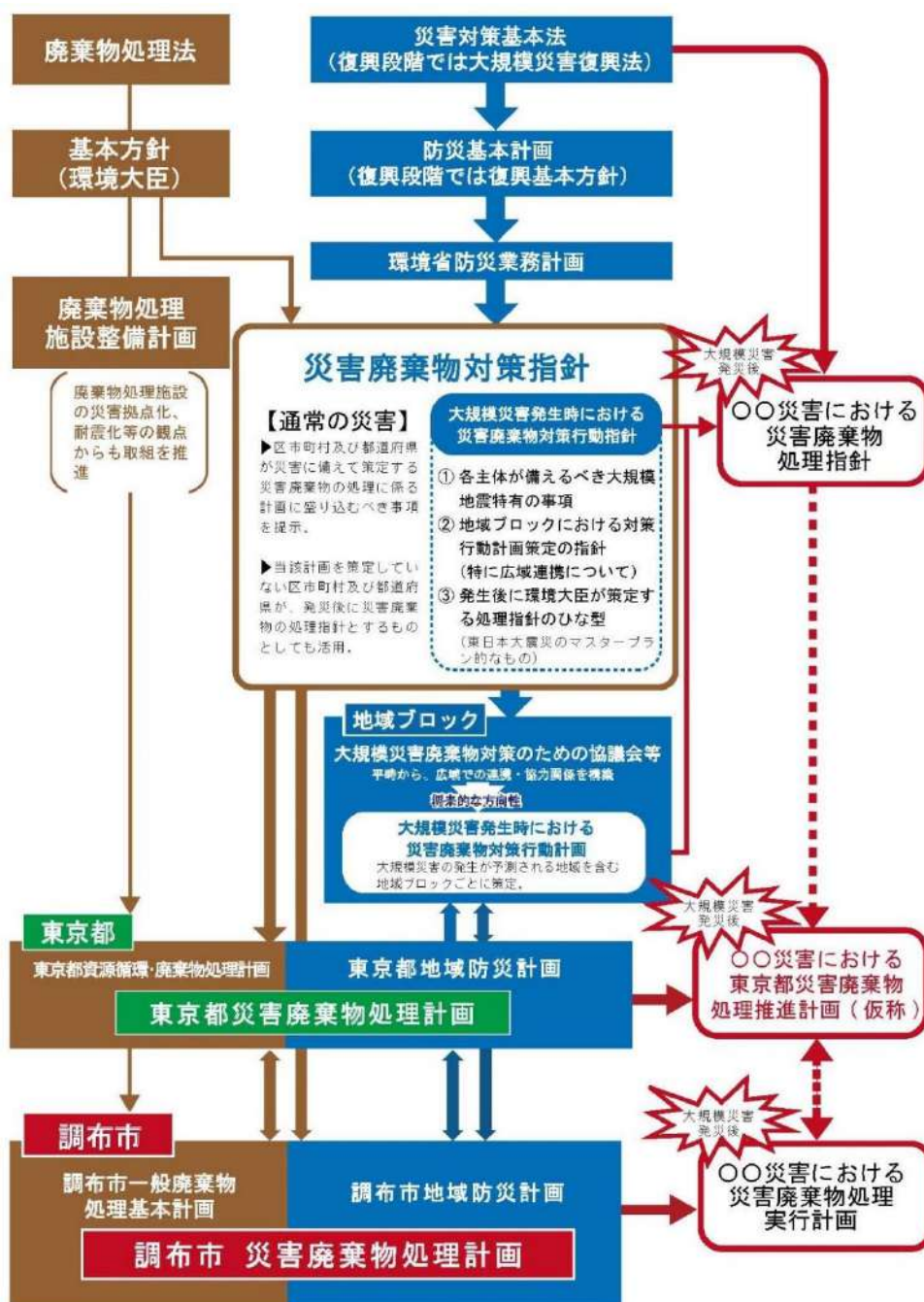
災害時の廃棄物対策においても、平成27年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）を改正した。そして、平成28年には「廃棄物処理法基本方針」において、区市町村は災害廃棄物処理計画を策定することが明記された。平成27年策定の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」と平成30年改定の「災害廃棄物対策指針」（環境省 平成27年11月）を踏まえ、東京都（以下「都」という。）は令和5年3月時点の「東京都地域防災計画」と整合を図り、令和5年9月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定した。

本計画は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、「調布市地域防災計画（令和3年修正）」を補完し、災害時における市内の体制や基本的な考え方、処理方法を定めるものである。

### 3 発災後に策定する計画の位置付け

災害発生後は、本計画に基づき初動対応を行う。その後、災害の規模や被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、対応していく。

図 1-1 災害廃棄物処理計画の位置図付け



## 第2節 方針・ポイント

### 1 新たな被害想定に基づく修正

令和4年に首都直下地震における都の被害想定の見直しが行われたことから、本市の新たな被害想定に基づく修正を行った。想定災害廃棄物量は、約32万トン（多摩東部直下地震，冬・夕方，風速8m/s）の排出が見込まれている。

### 2 多発する水害への対応

平成30年度以降，平成30年7月豪雨，令和元年房総半島台風・東日本台風，令和2年7月豪雨，令和3年7月豪雨と水害による災害が多発している。

地震災害とは異なる特性をもつ災害廃棄物に対処するため，水害等による災害廃棄物の処理対策の強化を図る。

### 3 東京都災害廃棄物処理計画の遵守

災害廃棄物処理は，都，近隣自治体，事業者，市民等との連携なくしては進まない。特に非常災害に伴い発生した災害廃棄物の処理は，都との連携は欠かすことができないことから「東京都災害廃棄物処理計画」を遵守する。

また，平常時に行う災害発生時に備えた準備・対策が発災時の対応につながるよう，予防対策の充実を図る。

## 第3節 基本的事項の整理

### 1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、水害及びその他自然災害とする。地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義どおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災やその他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、台風などの多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水及び崖崩れなどの被害を対象とする。その他自然災害については、土砂災害、竜巻及び火山災害などの被害を対象とする。

### 2 対象とする災害廃棄物

災害時には通常生活で家庭から排出される生活ごみや事業活動に伴って排出される産業廃棄物処理に加え、災害廃棄物の処理が必要となる。

本計画において対象とする災害廃棄物は、表 1-1 の太枠内で示す『災害時に発生する廃棄物』又は『避難所ごみ等』とする。また、災害廃棄物の種類については表 1-2 に示す。

土砂、火山灰、廃自動車、廃バイク、放射性廃棄物や、通常生活で家庭から排出される生活ごみは本計画では災害廃棄物の対象としない。また、災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物（被災した事業所撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者の責任で対処する。

表 1-1 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		定義	
一般廃棄物	災害時に発生する廃棄物	片付けごみ	災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの
		損壊家屋の解体廃棄物	損壊家屋の解体により発生する廃棄物
		その他	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	避難所ごみ	避難所において避難生活から排出される、生活ごみ
		し尿	避難所や被災地域に設けられた仮設トイレ等からのくみ取りし尿や、災害に伴って便槽に流入した汚水
	生活ごみ, し尿	家庭から排出される生活から発生するごみ及びし尿	
事業系一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）		
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

表 1-2 災害廃棄物の種類

廃棄物の種類	片付けごみ	解体廃棄物等
可燃系混合物		
不燃系混合物		
木質系混合物		
コンクリート系混合物		
金属系混合物		
土砂系混合物		

出典 「環境省災害廃棄物対策情報サイト 『廃棄物フォトチャンネル』」 を編集

### 3 処理の基本方針

#### (1) 処理の基本方針

災害廃棄物処理の基本方針を表 1-3 に示す。

表 1-3 災害廃棄物処理の基本方針

基本方針	内容
衛生的な処理	災害時は、市民の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する家庭からの生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。
迅速な処理	生活衛生の確保、地域復興の観点から、様々な変化に対応しながら迅速な処理を行う。
計画的な処理	災害による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、集積所を適正に配置する。集積した災害廃棄物は計画的に一次仮置場に搬入する。 災害廃棄物の処理は、近隣区市町村と連携して行う。 災害廃棄物の処理業務から平常の清掃業務に移行する時期等についても十分考慮し、計画的に処理を行う。
環境に配慮した処理	環境に配慮しながら災害廃棄物処理を行う。特に不法投棄や野焼きが無いように十分配慮する。
リサイクルの推進	極力分別収集を行い、リサイクルを推進する。
安全な作業の確保	災害時の清掃業務は、通常と異なり、ごみの組成・量の違い・危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性の確保を図る。
経済性に配慮した処理	可能な限り、最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を選択する。

#### (2) 片付けごみ・避難所ごみの処理

処理体制は平常どおりを基本とし、収集・運搬は本市、中間処理はふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市と連携して行う。

発災後は道路やごみ集積所の被災状況、避難所開設状況、帰宅困難者数等の情報を収集し、適切なごみ収集ルート等の検討、必要収集量の推計を行う。また、避難所や家庭等に対して、ごみの排出方法について周知を行う。

片付けごみ・避難所ごみの収集・運搬、処理については、衛生上速やかに処理を必要とする生ごみ等から優先的に処理を行う。

### **(3) し尿の処理**

し尿処理については、平常時は小金井市と連携して処理を行っていることから、災害時においても同様の処理体制を基本とし、小金井市と連携して行う。

被災状況をもとにし尿収集必要量を推計し、適切な運搬計画を策定する。

なお、被災が広範囲に及ぶときは、仮設トイレのし尿を収集・運搬するバキュームカーを本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者と調整し確保する。不足する場合は、都に支援を要請する。

### **(4) 損壊家屋解体廃棄物の処理**

損壊家屋の解体廃棄物の処理体制は、平常どおり、本市が主体となっていくことを基本とし、収集・運搬は本市、中間処理はふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市と連携して行う。

また、災害状況に応じて都や事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。

## **4 各処理主体の役割**

### **(1) 本市の役割**

本市は、市内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬、仮置場の設置・運営を行う。

中間処理はふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市と連携して処理を行う。最終処分は、東京たま広域資源循環組合と連携して実施する。

本市で処理しきれない場合は、都を通じて他県等での広域処理を実施する。

### **(2) 関係団体等の役割**

廃棄物処理業者、廃棄物収集運搬業者、建物解体業者の団体、建設業組合等の関



係団体は、災害廃棄物処理に協力する。

### (3) 一部事務組合の役割

ふじみ衛生組合，東京たま広域資源循環組合は，災害時においても本市と連携を図りながら，災害廃棄物処理に協力する。

原則として，片付けごみのうち家庭のごみの性状と同様のものについては処理に協力する。

損壊家屋の解体廃棄物については，あらかじめ本市と受入条件（種類・性状〔前処理を含む。〕）の取り決めを行い，片付けごみと同様に処理に協力する。

### (4) 東京都の役割

都は，本市が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう，災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また，災害により甚大な被害を受けて本市の廃棄物所管部署の執行体制が損失した場合等，「地方自治法 第 252 条の 14」の規定に基づく事務委託を受けて，本市に代わって都が処理主体として直接，廃棄物処理を担うことがある。

#### 【都の技術的支援，各種調整（例）】

- ・ 情報提供（これまでの災害廃棄物対策の経験等）
- ・ 実行計画策定支援
- ・ 業界団体窓口
- ・ 都外からの受援窓口
- ・ 職員派遣
- ・ 都外への広域処理の調整
- ・ 国（環境省）への支援要請

### (5) 市民の役割

被災者である市民は，廃棄物の排出者でもある。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一であるが，早期の復旧・復興に向けて，廃棄物の排出の際の分別を徹底するよう努める。

平常時は自宅内にある使用しない家電製品や粗大物といった退蔵品等の処分を実施する。また，災害廃棄物への理解を深めるために，本市が実施する災害廃棄物

処理に関する活動に対し協力する。

## **(6) 事業者の役割**

本市内の事業者は、被災した事業所から排出される廃棄物の処理を行うとともに、本市及び都が実施する災害廃棄物処理に協力する。廃棄物処理の許可を有する事業者は、災害廃棄物の適正処理に努める。